

# 決済期間の短縮化について

# 検討の背景

- 現状

- 大量償還月(3・6・9・12月)に発行する利付債(5～30年債)は、20日発行。
- 2年債は、入札日の翌月15日発行。
- 発行日を利払日・償還日と揃えることで、既発債の償還資金で新発債に乗り換える投資家等に配慮。

⇒ その結果、入札から発行までの期間が、原則(2営業日)よりも長くなっている。

- 市場関係者の意見

- 償還資金による乗り換えニーズは限定的となっている。
- むしろ、新発債の入札後、発行までの間の取引の決済が発行日に集中しており、決済リスクが高くなっているため、決済期間を短縮化してほしい。

⇒ これを受けて、見直しを実施。

## 大量償還月の利付債（5～30年債）及び毎月の2年債の発行に係る決済期間短縮化について

大量償還月（3・6・9・12月）の利付債（5～30年債）及び毎月の2年債の発行については、平成30年5月1日に予定している国債発行の原則T+1化に合わせて、下記のとおり決済期間の短縮化を行う。

### 記

#### 1. 大量償還月の利付債（5～30年債）

- ・現状、入札日にかかわらず20日発行（休日の場合は翌営業日）となっている大量償還月（3・6・9・12月）発行分についても、T+1化を行う。
  - ・それに伴い、大量償還月発行分は前々月債・前月債と同月償還とし、その翌月（4・7・10・1月）発行分から償還日を3ヶ月延ばして新発債を発行する（注）。
- なお、利払日及び償還日については変更しない（3・6・9・12月の20日とする）。

（注）例えば、6月発行分は4月債・5月債と同じ3月償還となり、7・8・9月発行分が6月償還となる。

#### 2. 毎月の2年債

- ・現状、入札日にかかわらず翌月15日発行（休日の場合は翌営業日）となっている2年債について、入札翌月の1日（休日の場合は翌営業日）発行とする（注）。
- ・利払日及び償還日についても、1日に変更する。

（注）平成30年4月入札分までは、今までどおり翌月15日発行。平成30年5月入札分から、翌月1日発行となる。

〈参考〉 国債の決済期間短縮化の全体像（今回の見直し対象は太枠内）

|      |                                      | 決済（国債受渡・代金入金）の日                        |  |
|------|--------------------------------------|--|--|
|      |                                      | 現状                                     | 平成30年5月～（予定）   |
| 流通市場 |                                      | T + 2<br>（取引の2営業日後）                    | T + 1<br>（取引の翌営業日）   |
| 発行市場 | 原則                                   | T + 2<br>（入札の2営業日後）                    | T + 1<br>（入札の翌営業日）   |
|      | 大量償還月の<br>利付債（5～30年債）<br>（3・6・9・12月） | （入札日にかかわらず）20日<br>（休日の場合は翌営業日）         | <b>T + 1</b><br><b>（入札の翌営業日）</b>                           |
|      | 毎月の2年債                               | （入札日にかかわらず）<br>入札翌月15日<br>（休日の場合は翌営業日） | <b>（入札日にかかわらず）</b><br><b>入札翌月1日</b><br><b>（休日の場合は翌営業日）</b> |